

許可業者に産業廃棄物の処理を委託する場合

処理の委託契約は、書面により締結する必要があります。

- ・契約は必ず書面で行い、契約終了後も**5年間保存**しなければなりません。
- ・契約相手(下請負人)の産業廃棄物処理業の**許可証を確認し**、
許可が有効であること、委託する産業廃棄物を取り扱うことができる
ことを確認しましょう。

産業廃棄物の引渡しと同時に、必要事項を記載した
マニフェストを交付する必要があります。

- ・マニフェストは廃棄物の種類ごと、運搬先ごとに交付し、
処理状況を確認してください。
- ・交付控え(A票)と、処理業者から返送されるB2票・D票・E票は、
5年間保存しなければなりません。
- ・適正な処理の確認と記録管理のため、確実に交付・保存を行いましょう。

お問い合わせ先

※ 岐阜市以外の事業場については、所管の事務所又は廃棄物対策課へお問い合わせください。

岐阜地域環境室 TEL 058-272-1921	可茂県事務所 環境課 TEL 0574-25-3111
西濃県事務所 環境課 TEL 0584-73-1111	東濃県事務所 環境課 TEL 0572-23-1111
揖斐県事務所 環境課 TEL 0585-23-1111	恵那県事務所 環境課 TEL 0573-26-1111
中濃県事務所 環境課 TEL 0575-33-4011	飛騨県事務所 環境課 TEL 0577-33-1111
岐阜県環境エネルギー生活部 廃棄物対策課 TEL 058-272-1111	

※ 岐阜市内の事業場については、岐阜市役所へお問い合わせください。

岐阜市 環境部 産業廃棄物指導課 TEL 058-214-2169

産業廃棄物に関する各種手続案内、許可情報等については、
岐阜県ホームページにて情報提供しています。

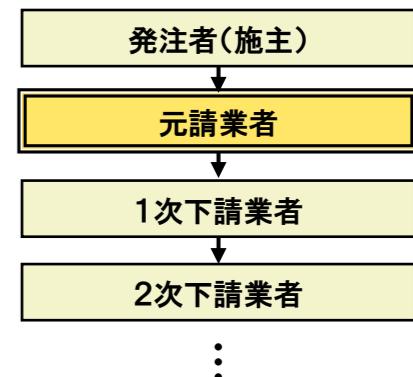
詳しくは
こちら→



建設工事に伴い生ずる 廃棄物の処理責任は、 元請業者にあります！



元請業者は、排出事業者として
産業廃棄物を自ら処理するか、
許可を受けた産業廃棄物処理業者に
産業廃棄物の処理を委託しなければ
なりません。



不適正な委託・管理を行った場合は、責任を問われることがあります！

元請業者が排出事業者責任を果たさず、
委託先(下請負人を含む)が不法投棄等の不適正な処理を
行った場合、実行者だけではなく、元請業者もその責任を負い、
廃棄物の撤去等を命じられることがあります。

許可を受けて
いない業者に
処理を委託した

処理業者と
適切な内容で
委託契約を
結んでいなかつた

マニフェストの
適切な運用を
していなかつた

委託基準違反
など

拘禁刑
罰金刑

処理に関し
適正な対価を
負担していない
委託業者が
不適正処理を
行っていることを知り、
又は知ることができたが
処理委託を続けた。

委託業者が不適正処理
を行った場合
注意義務違反

行政処分
費用負担

産業廃棄物処理業許可の無い下請負人に産業廃棄物を処理させることはできません！

下請負人は、産業廃棄物処理業の許可を取得し、元請業者と委託契約を交わした場合でなければ、産業廃棄物を処理することができません。ただし、一定の条件において、下請負人が自ら運搬する場合、下請負人を排出事業者とみなし、産業廃棄物収集運搬業許可がなくとも廃棄物を運搬することが可能ですが。(①～⑥を全て満たす場合に限ります)

①次のいずれかに該当する工事に伴い生ずる廃棄物であること。

- ・解体工事、新築工事又は増築工事以外の建設工事であって、その請負代金(発注者からの元請負代金)の額が500万円以下である工事。
- ・引き渡された建築物等の瑕疵の補修工事であって、請負代金相当額が500万円以下である工事。

②廃棄物を生ずる事業場の所在地の属する都道府県又は隣接する都道府県の区域内に存在する施設又は積替保管場所(元請業者が所有権又は使用権原を有するもの、元請業者と委託契約を締結した施設に限る)に運搬されるもの。

③特別管理廃棄物以外の廃棄物の運搬であること。

④1回当たりに運搬される量が1m³以下であることが明らかになるよう区分して運搬されること。

⑤運搬途中において保管が行われないこと。

⑥個別の建設工事に係る書面による請負契約で、下請負人が運搬を行うことが定められていること。

※この場合であっても、元請業者が排出事業者として、処分業者への委託契約及びマニフェストの交付を行わなければなりません。

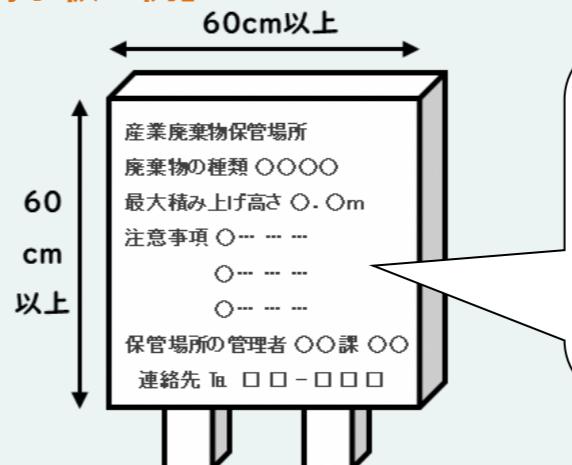
元請業者が産業廃棄物を自ら処理する場合

産業廃棄物の保管、収集運搬には基準があります。

【保管する場合の基準】

- ・周囲に**囲い**を設置。廃棄物の負荷が直接かかる場合は、構造耐力上安全であること。
- ・見やすい箇所に**掲示板**を設置。
- ・廃棄物の飛散、流出、地下浸透、悪臭発散を防止するための措置の実施。
- ・汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備の設置。
- ・屋外において容器を用いないで保管する場合は、**高さ基準**を遵守すること。
- ・ネズミの生息、蚊・はえ・その他の害虫の発生防止措置の実施。

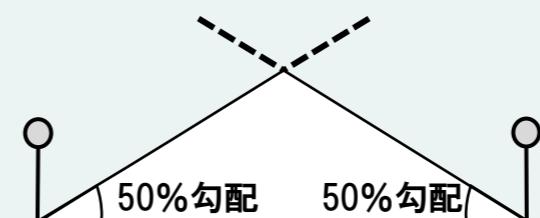
【掲示板の例】



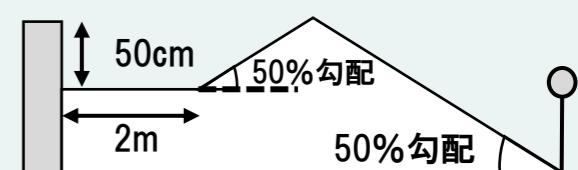
(参考)注意事項の記載例

- 関係者以外の立ち入り禁止
- 許可なくして保管容器等の持出禁止
- 保管容器等は破損しないよう慎重に取扱うこと
- 保管物の分別の徹底 等

【野外における保管高さの基準例】



①廃棄物が囲いに接しない場合



②廃棄物が囲いに接する場合

【排出事業場外の自社の置き場に保管する場合】

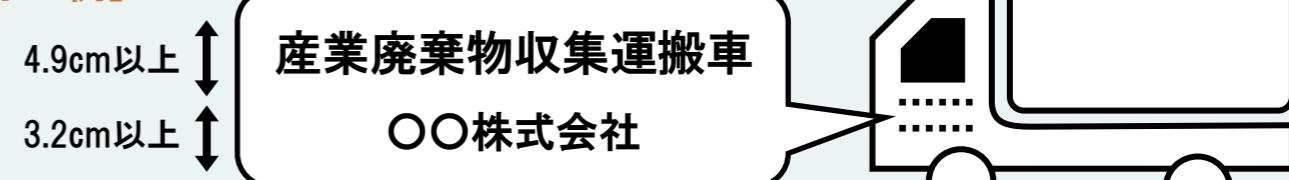
上記に加え、以下について遵守する必要があります。

- ・積み替えのための保管であり、あらかじめ、運搬先が定められていること。
- ・保管上限(1日当たりの平均的搬出量の7日分)を超えないこと。
- ・保管場所の面積が300m²以上の場合、事前に**その場所を所管する県事務所又は岐阜地域環境室へ届出**を行うこと。

【運搬する場合の基準】

- ・車両の両側面に「産業廃棄物収集運搬車両」等の表示。
- ・運搬する産業廃棄物の種類及び数量等を記載した書面を車両に備え付け。(マニフェストで代用可)
- ・飛散、流出の防止措置。悪臭、騒音等による生活環境保全上の支障が生じないよう必要な措置。

【表示の例】



(許可業者が委託を受けて運搬する場合、許可番号の記載が必要)